

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.5.13 第 189 回国会第 13 号

5 月 13 日（水）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 41 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）弁護士	望 月 晶 子君
一般社団法人裁判員ネット代表理事	
弁護士	大 城 聡君
松戸事件被害者遺族	荻 野 美奈子君

（質疑者及び主な質疑内容）

若 狭 勝君（自民）

- ・検事時代の経験では、一昼夜にも及んで強姦し続けた事件もあったことからすると、強姦罪は重大犯罪であり無期懲役を設けることも必要かと考えるが、望月参考人の見解を伺いたい。
- ・強姦罪が無期懲役になると裁判員裁判の対象事件となるなど性犯罪を今後どう捉えていくかは、裁判員裁判制度と密接に関わってくるため、見直し規定を置くべきと考えるが、望月参考人の見解を伺いたい。
- ・裁判員裁判事件で、無罪の心証を持つ裁判員が、有罪を前提として死刑か無期懲役かの評決に参加することは心の負担が大きく個人の尊厳を傷つけかねないため、このような場合は評決から外すという意見があるが、大城参考人の見解を伺いたい。
- ・自身の経験を踏まえて、裁判制度が今後どう在るべきなのか又はどう在るべきだったのか、荻野参考人の見解を伺いたい。

遠 山 清 彦君（公明）

- ・被害者参加人として、裁判員裁判に参加した際、十分な支援があったかどうか、また、こういう支援があればよかったというものがあるか、荻野参考人に伺いたい。
- ・性犯罪事件を審理する裁判員裁判の裁判員選任手続において、裁判員候補者の名簿を被害者に事前に見せて知人等がいなか確認したりすることにより、被害者の実名を出さないなどの配慮が、検察や裁判所による運用で行われているようだが、それでも被害者特定事項の取扱いの規定を修正すべきとする理由について、望月参考人に伺いたい。
- ・裁判員メンタルヘルスサポート窓口制度の利用に関して、相談を受ける側に守秘義務を課し、裁判員であつ

た者が守秘義務を気にせず相談できるようにすることで、裁判員の守秘義務を緩和しなくても制度の利用率が上がるのではないかと思うが、大城参考人の見解を伺いたい。

階 猛君（民主）

- ・重大事件について、被害者のプライバシー保護を重視して裁判員裁判の対象事件から除外すべきなのか又は国民の声を反映させることを重視して裁判員裁判の対象事件とすべきなのか、望月参考人の見解を伺いたい。
- ・裁判員裁判と上級審との関係について参考人は、見直し規定に盛り込むべきであるとするが、特に裁判員裁判で死刑判決が出された場合の上級審の在り方についてどのように考えているのか、大城参考人の見解を伺いたい。
- ・裁判員裁判における証拠提出について、証拠の中には、一般人が見ると大きなショックを受けるようなものもある一方で、証拠を見ないと伝わらないこともあると考えるが、証拠提出の在り方について、荻野参考人の見解を伺いたい。

井 出 庸 生君（維新）

- ・性犯罪被害者が人に知られたくないという思いは理解できるが、被害者が裁判でその苦しみを直接言うことで、裁判員が真実に迫ることができる面もあると考えられるところ、裁判員裁判の対象事件から性犯罪を除くべきか、また、性犯罪被害者には取調べの録音・録画に対しても抵抗感があると聞くが、これをどのように考えていくべきか、望月参考人の見解を伺いたい。
- ・裁判員等経験者に対するアンケートを見ると、よい経験と感じた、説明等が分かりやすかったなどの意見が多いが、大城参考人が実際に裁判員経験者と接する中で、アンケートと実態が違うという点があれば、伺い

たい。

- ・仮定の話として、松戸事件の控訴審において、関係者を呼んで審理が尽くされていれば、第一審の裁判員裁判における死刑判決を破棄した控訴審判決に対する現在の思いが変わっていたと思うか、荻野参考人に伺いたい。

畑 野 君 枝君 (共産)

- ・裁判員制度には、裁判への国民参加が期待されているが、国民参加の意義について、望月参考人、大城参考人及び荻野参考人それぞれの見解を伺いたい。
- ・被害者のプライバシーを完全に保護することは困難であるということだが、この観点から、裁判員裁判の対象事件について、望月参考人の見解を伺いたい。
- ・「裁判員制度・市民からの提言2014」（一般社団法人裁判員ネット）における、市民が裁判員裁判に主体的に参加するためには裁判員の経験を共有することが不可欠であるとしている理由及び審判期間が著しく長期にわたる事件に係る除外決定に国民が参加していないことの問題点について、大城参考人に伺いたい。
- ・犯罪被害者等として裁判員裁判に参加したことを踏まえて、改善して欲しい点があれば、荻野参考人の所見を伺いたい。